

# 郡山市こおりやま健康ウオーク負担金交付要綱

平成22年6月10日制定

平成30年8月1日一部改定

[保健福祉部保健所地域保健課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の健康づくりや体力づくりを図るため、こおりやま健康ウオークの運営者に対する負担金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 負担金の交付の対象となる団体は、こおりやま健康ウオーク実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(対象経費及び額)

第3条 負担金の交付の対象となる経費は、消耗品費、広告費、会場設営に要する経費その他こおりやま健康ウオークの開催に要する経費とする。

2 負担金の額は、対象経費の3分の1以内で予算の範囲内で定める額とする。

(実行委員会の責務)

第4条 実行委員会は、誠実にこおりやま健康ウオークを実施するとともに、負担金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該事業が完了した年度の日の属する翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(交付の申請)

第5条 実行委員会は、規則第4条の規定により申請するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 負担金の交付の目的以外に負担金を使用しないこと。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第8条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払いの方法により交付することができる。

(実績報告等)

第9条 実行委員会は、こおりやま健康ウオークに係る事業が完了したときは、当該完了の日から14日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定にする補助金等交付額確定通知書により実行委員会に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。